

過年度登録者に係る資格再認定規程

第1条 この規程は、本連盟会員登録規程第6条第2項及び公認規程第4条に基づき、過年度登録者に係る資格再認定に関し必要な事項を定める。

第2条 前年度、期日までに登録手続を行わず公認有資格者の資格を喪失した者は、次に掲げる3項目を満たした場合、加盟団体長の推薦により、過年度資格再申請料と資格取得の証明書類（写）を添え、所属加盟団体から資格の再認定を申請することができる。ただし、公認コーチ規程及び公認スノーボードコーチ規程に定めている資格はこの限りではない。

- (1) 資格の喪失から1年以内であること。
- (2) 会員登録を完了していること。
- (3) 加盟団体長が、再認定を承認していること。

第3条 資格再認定申請期限は、3月末日までとする。

第4条 資格再認定申請料は、1名につき10,000円とする。

第5条 資格再認定申請後は、資格再認定申請料は返還しないこととする。

第6条 理事会において認定する。

第7条 再認定された資格は、翌年度から有効になる。

第8条 再認定に関して疑義が生じた場合は、理事会の決定による。

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

平成27年4月27日 制定